

長久手福祉の家における障がい分野の機能役割に関する

長久手市障がい者自立支援協議会での検討結果のとりまとめ

1 背景

障がい者基幹相談支援センターから提案された地域課題（医療依存度の高い子の学校卒業後の居場所がない）への対応

現状在宅で生活する、医療的ケアを要する障がい者の通所先の確保を最優先とし、平成32年度から医療的ケアを要する障がい者を受け入れる事業を実施する。

また、福祉の家の特色である入浴設備の最大限活用するため、医療的ケアを要する方も入浴できるように、早急に入浴設備を整備する。

2 事業開始予定時期

平成32年度

3 実施場所

福祉の家東側福祉エリア内、現デイサービスセンターさつき

4 対象者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定される障がい者（医療的ケアを必要とする障がい者を含む）

※ 医療的ケアとは…人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態（児童福祉法第56条の2第2項）

5 実施事業

法に基づく生活介護事業として入浴、排せつ又は食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供を行う。

6 実施形態

指定管理を予定

7 事業運営費

障がい福祉サービス費

※ 市から指定管理料の支出なし（障害福祉サービスに係る支出として、市が1/4を負担）

8 課題

現在のデイサービスセンターさつきにて実施している日中一時支援を切れ目なく提供するため、生活介護事業との調整が必要

9 今後の展望等

医療行為を要する障がい児は現在市内に多く、今後も継続してニーズがあることが想定される。本事業実施状況等を適宜確認の上、必要な機能等を整備していく。

※ 障がい者、障がい者が確定していない方及び社会との接点がないひきこもりの方が利用できる場の設置については、市の実情に応じ必要な機能役割を付与する必要があるため、引き続き基幹運営会議等にて検討を進める。